九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

自由の観念と計量経済

竹原, 良文 九州大学法学部助教授

https://doi.org/10.15017/14388

出版情報:法政研究. 20 (2/4), pp. 161-178, 1953-09-30. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

自由の觀念と計畫経濟

竹 原 良

文

たは自由の否認にほかならないファショ獨裁とも、 おちいりつつある、市民的及び政治的自由と權利をいかにまもるべきか、という問題に當面している。 な獨占資本勢力の寡頭支配に對立している、 ては、全く確實な答えを與えることはできない。 **戦時における市民生活の最高度の統制を必要としており、** られるのに逆比例して、 障する經濟体制であることが主張せられている。事實『自由』を防衛する必要が叫ばれ、武力的防衛の措置 市民的自由を否定する獨占と寡頭支配がたかまりつつあることが指摘せられ、 去る全体主義であると攻撃する、 自由 それを唯一の目的として、要請せられた獨裁政治は、 ように自由主義の沒落が決定的となり、 いかにして回復せられ、その本來の狀態にかえりうるかについては、 の原理は、 今日、 『自由』はいよいよ軍事警察機構の强化のまえに窒息しはじめている。 全く相矛盾し、 いわゆる自由主義陣營に對しては、 分裂した意味に解釋せられ、 自由制度の擁護の要求が、自由の抹殺をもたらしつつあるとき、 勞働者階級を先頭とする、被支配階級は、 自由世界にあつては、かような自由の自己矛盾がふかまりつつある。 明かに區別せられねばならない。しかし、 勿論社會主義革命を目的とするプロレタリア獨裁とも、 獨裁的權力の出現を要求するからである。 社會主義の側から、 主張せられている。 現代のような世界史的轉換の時代におい かえつて社會主義こそ市民的自由を保 自己の解放のために、 その自由の秩序のなかで、 社會主義を、 かような『自由』 原子兵器の出現は、 自由防衞のため アメリ 自由を否認し が要求せ カ民主 危機に かよう が ŧ

說 自由を防衛 したか、 ブル を <u>ئ</u> について考えるならば、 あるいは公務員や教職員、 あるい しかし勞働者階級自身の基本的 勞働權、 獨裁の一 は共産主 形態にほ 刑事手續上の適法條項にもとづく人身保護等をはじめとする、 義者、 反動期の立憲民主制が勞働者階級にとつて無權利狀態を意味することは明 無政府主義者、 か かならぬ 勞働組合幹部の忠誠調査、 ファ 権利の保障 シズムのみならず、 其他の積極的勞働運動家に對して正當な法律上 が 立憲民主制のもとにおいて、 忠誠宣誓等の手段を通じて、 立憲政治の反動化に對して、 市民的自由の保障を要求 かえつてうしなわれつつ いかに政治的 被支配階級は 0 保護をい 目 か か 由 2であろ に拒 政 權 浴的 せざ を侵

その批判の立場にある思想のなかから要求せられた觀念にほかならない。 働 權 をはじめ、 勞働者の最低生活の保障に闘する基本的 人權の觀念は、 サ 本來自由主義の理 ・シ モン以來の 論 **空想的** とは 異った、 社會主義 む 思想 しろ

0

形式上の權利たらしめた制度にほかならないからである。

立憲民主制や個人主義的社會制度こそ、

むしろ 勞働者階級の人々の

基本的

權利を有名無實

達成しえないであろう。

ることを思いおこすならば、

勞働者階級の政治的、

民事的自由の要求は、

立憲民主制の防衛によつては、

その目

的

か

るをえない。

は、 Þ N l の運動がそれを示すように、 ようと考えていた。 の 自由 v ほ 主義、 勢力が、 か 'n. ならない。 勞働 個 社會改良主義、 人主義制度の、 者の 勞働者階級の政治的自由のための闘争も、 そののち資本主義の獨占化と、 基 本 的 政治權力の徹底的民主化によつて、 人權 修正主義におちいり、 勞働者階級に及ぼしつつある弊害を、 は 市民的 政治的 海外植民地に對する支配から生ずる、 自 社會主義 由 の觀念と同一 チ 0 連動を、 † | 社會主義的、 ティ 視 國民經濟の計畫化、 せら 立憲的、 ズム、 れるようになつ 集產主義的 ルイ・ブラン、 自由主義的民主 計畫 超過利潤に養われ 集産主義によつて、 た。 を實現せ あるいはラッ 政治 か し今日で の原則 んと 心と結 みた 救 濟 ì

自

一張すればするほど、

人々は一

層生活の窮迫と、

失業と、

政治運動上の無原則、

無力に悩み、

獨占資本の寡頭

p l

說

支配の手中に 勞働者的自由、 おちいらざるをえない。 勞働者の基本的人權の保障は、もはや自由の原理をもつては、これを達成することはできない。 いわゆる自由反共主義の名のもとに、 獨占資本の利益が擁護せられつつあると

そこには、 自由主義にかわる、計畫化と集産化に闘する積極的原理が要求せられねばならない。

その考えによれば、 は 5 かしか なおプロ わゆる西歐的 ような社會主義的計畫經濟は、 レタリア獨裁に反對し、 プロレタリアの獨裁のもとにおいては、勞働者階級の政治的自由權、 、自由主義の地盤の强固な英米諸國には有力であり、 權力の恣意的濫用からの保障を、 政治權力による强度の統制を要求しているために、 わが國にも少からぬ影響を與えつつある。 自由と個人主義制度に求めようとする思想 團結權、 計畫化を承認しなが 個人的創意が否認

その適切な手段、 る。 臣 ついての、 しかし權力的手段の强化によらないで、 人身保護に關する適法手續が存在しない、 實證的研究が必要であろう。 制度を、發見することができないのであろうか。 計畫經濟を實行し、勞働者の基本的權利を保障しうるであろうか。この また權力の公正な運營については、 という見解のもとに、 要するに社會主義体制においては、 ソヴィエト 自由法治主義や個人制度以外には 制度に對する批判がなされてい 自由の意識形

態は、 かなる變更と修正を舊來の觀念に加えているのであろうか。 自由主義体制の自由觀念のいかなる要素を繼承しうるものであり、 且つ現實に保存しているの か あるいは

77 Cushman, American Civil Liberties in midtwentieth Century. Annals, may, 1951)

私どもが自由について語るとき、 共和制における自由でもない。それは近代社會の政治社會体制、自由主義の諸制度と関連して現れてき かような自由の觀念は、決して抽象的、 形而上學的內容のものではなく、 またギ

法治主義の原則である

說 た 制 社 會經濟及び政治法律上の諸觀念にほかならない。 としては、 資本主義であり、 かような社會的基礎のうえに立つ政治、 かような諸觀念は、 社會制度としては、 法律制度としては、 立憲的 個人主義であり、 民主政治及び

て、 ₹] ような封建的身分的連帶制から原子的個人主義的社會制度への轉化を物語つてい し去つて、 ۲ 農村における富農層と食農層の分解がはじまり、食農の都市への離村の現象、 建的 の發生が見いだされた。 連 あるいはゲマインデのような協同体的連帶責任が解消して、 常制 個々人が自己の生活に責任をとるべき、 や隣保組織、 ギル いわゆる共同社會から利益社會への移行、 ド的 組合協同 制 個人本位の社會制 あるいは家父長的家族制度は、 度に移行するにいたつた。 農村的 V わゆる農村の解放がおこなわれた結果とし 社會から、 る。 家族制の解体、 資本主義社會の發展 都市的社會への發展は、 農村における宮座、 都市プロ とともに崩壊 レタリア か

模な個人企業の個別 個 おける中小のマヌフア た。 た 業におけるギルド的拘束制は、 いては、 ような個 「人制度とともに、 か かような資本主義的生産体制は、 武家身分の、 ような個 個人企業の、 人的自主獨立の精神、 人制度のうえに、 産業にたいする統制であつたが、 か的、 ブルジョア社會における人々の意識形態を規定したことは、 利潤追及を唯一の目的とする、自由競争こそ、 クチュア生産様式が、 分裂的、 開拓者的精神は、 個人企業を主体とする資本主義的生産体制が構成せられた。 土地領有と地代收納をその生活の基礎とし、 無秩序的生産様式こそ、 まづきわめて小規模な資本蓄積から始められねばならないから、 きわめて多數並び存在してい やがて産業革命のいと口をひらき、 いまや等族制の廢止と、 プ v ジ 3 コアジ 唯一の生産秩序であり、 1 た。 の生活意識、 個人制度の創設にもとづく近代社會に 貨幣經濟の浸透に對立せざるをえなか かような生産の分散性と分裂性とが、 きわめて明白であつた。多くの小規 自由主義經濟の發展を約束する 社會意識 封建的耕作義務制や手工 生産規制の方法となつ の基礎であつ 軽工業分野に お

カン

にいたつた。 重農學派をはじめ、 アダ ム・スミス、ベンタム及びショ ン・スチユアト • ミルの自由主義經 心濟思想、

のうえに育つたものにほかならない みならずコブデン、 ブライトのマ ンチエ スター派の自由放任理論は、 いうまでもなく、 かような産業資本主義の地盤

近代の實定法秩序は 立憲民主政治及び法治主義の思想と制度とは、かような社會經濟体制を維持し、それに奉仕するために、成立した。 わば、 個人的自由企業制に對應する、 民事的自由、 すなわち私有財産權、 人身保護、

立憲民主制にほかならない。 由を保障する制度であり、 かような個人の基本的權利を擁護するための、 即自的自由の現象たる抽象的權利の体系から出發して、立憲君主制にその究極 政治機構こそ、 政治的自由權を基礎とする 契約の自 の現實体

政府こそは自由の一般原則であるが、人民の自由のための闘争は、自由にとつてきわめて根本的な、 0) を見出したヘーゲルの法理論は、 制 かくて近代國家における自由の保障の組織は、 度の根本的原則は何であるかと言うのに、 かような法、 ラスキはこれをつぎのように説明している。 政治体制の、 政治權力の構成の、 後進的、 プロシャ的表現である。 核心的要素とならねばならない。 すなわち、 政治組織上 民主制 かような自由 的 一の若

于の原則を教示している。 『私の考えによれば、 いかなる政府であれ、その廢止を望むことさえゆるされな 諸權利

各市民に保障せられていないかぎり、さらにこれらの諸權利が確實に各人のものとなるために、司法權が 執行 權

義的意味をもつ見解は、 釋にあたつて、 て言えば、各人を公平に拘束し、その適用に當つて無差別な取扱いを要する法律が、いかにしてその施行の合理性を ら分立していないかぎり、 せられうるか、 權力者の恣意が加わるならば、 その公正な解釋を可能とせられうるか、 政府と市民とのあいだの公平な仲裁者としての、 各市民の自由は安全ではないことがわかるだろう。 市民の自由の本質的部分が個人から奪われてしまう。 という問題である。 裁判官の獨立の保障である。 この點 一かような原則のうち、 について、 自由に對して第一 裁判官の身分保 もし法律の解 後者につ

 $(2-4 \bullet 165) 351$

論 說 市民的 裁量權に對する異議申立の權利が保障されねばならない。 を加えた委員會が、 ts. 障と政治 の管施について、 委任立 具体的な手段が必要であることは、 自 由の保障は完全ではない。行政上の紛争に関しては、 法の範圍 権力からの獨立こそ、 審査の權限をもつた獨立の機関と、この機関にたいする市民の上告權が認められていないかぎり、 [が著しく擴大することは、 行政的立法に関する審査權をもたねばならない。國家の不法行爲を訴追する權利、 自由の保障の條件にほかならない。 明かである。 やむを得ないことであるが、かような行政専門家の到達した決定と、 行政事項の複雜化と、 司法權の執行權からの分立、 さらに、 かような自由保障の制度については、さらに詳細 裁判官のみならず、それぞれの分野の經驗者 増大とにともなつて、 および行政處分の合法性を決 行政各部の専門家 行政官の自由 そ

せるものである。 自由保障の大典であり、 利請願及び人身保護令 ス キに ţ れば アメリ 自由保障の他の制度的機構は、 (Hebeas Corpus カ憲法修正第一條の保障する言論の自由、 それがなければ、 Act) 自由の存在に氣づきもしない人々をして、 の精神を繼承して、 權利章典 市民的自由の保障制として役立つている。(II) (Bill 同第四條による警察の不當な捜査からの保障、 ဌ 一六八九年完成せられた、 Rights) の制度である。 自由の祭壇のまえにひざまづか この章典は、 7 グナ・ カ ル まさに 權

定する司法權の權利は、

自由の基礎である、

という傳統的觀念が、

承認せられねばならない。(I)

7 関心に期待し、 いる。 ラス 彼によれば、 は かような自由の保障制度が、 大衆の自由へ 極度に中央集構化の進んだ國家には、 の意欲をよびさます方法として、 その實質的機能をうしなわないために、 自由は存在しない。 地方自治体、 機能的諸團体間への權力の 市民の自由に對する積極的 配分を主張 参加

第八條の過大な保釋金の

要求を不法とする規定等は、

0 自 由主義の發展は、 さらに 精神 的自由 の問題を解決していつた。既に宗教改革の過程において信教の自由、

寛容が承認 配せられ、 政教 0 分離が實現され た。 ついで科學、 教育の自由、 思想の自由の原則も また確立せられた。 宗教上 が政治理

は重大な、

自由 えないのではないだろうか。 主義が明かにしてきた、 また權力からの個人の自由の保障は、そこでも、同じように必要ではないだろうか。 精神的自由に對する政治權力の限界の原則は、 社會主義社會においてもまた否定せられ

盐 H. Laski, Liberty in the modern State, p.

39

- lbid., pp 39—50
- Ibid., pp 51-3. 尾形典男、 近代國家と政治的自由、 四二頁以下。
- (国) Ibid., p. 59. 65, 66—67.

\equiv

矛盾におち入らざるをえない。階級的分裂が深まるにともなつて、自由主義は反動的立場に立つにいたつた。 しかしかような自由主義は、資本主義の獨占化と、勞働者階級の政治勢力の進出にともなつて、それ自身の內部的 ような自由主義を批判して、 すでに サン・シモンは一八一六年『産業論』(L'industrie)において、『社會的自

業組織論』(Du systeme industriel, 1821—22) においては、つぎのように自由の觀念を批判している。『自由の擁護 由の問題の解決だと考えられた人權宣言は、實際には、ただ問題を提起しただけだつた。』と述べている。また 封建的、 神學的制度がいまだ勢力をにぎつているかぎり、第一義的意味をもつ重大な事であつた。そのときは、 一產

野における高度の自由をもたらすべきものであるから。』『今日流行の、あいまいな形而上學的自由の觀念は、それ とて熱中しさえすればよい。蓋し、この制度は必然的に、またそのことに特別の注意を拂わずとも、 絕えざる脅威にさらされているからである。しかし今日では、人は産業的、科學的制度を樹立すると 政治的社會的分

論の根底と考えられているかぎり、大衆の活動を個人のそれに著しく限定するであろう。この見地からすれ

ば

自由は、

文明の發展と、

論 說 組織化と、 "自然の秩序」の觀念に反對した。 相矛盾するものである。 **諸黨派が全体にかたく結びつき、且つ依存していることを要求する、** サン・シモンはかような立場から、ブダム・スミスや、

税と徴兵に関する法律のみで、法律の保障する自由權を大衆は少しももたない。彼らの自由は、ただ生存の自由、 しむ自由であつて、それは抽象であり、自由のカリカチユアであり、欺瞞にほかならない、 れた奴隷の狀態にあるとき、自由は平等、 たいものであつた。文明社會において、 フーリェにとつても、自由主義的個人制度の觀念の生みだした、 一部の特権的階級が遊惰な生活をおくり、 友愛と同様に單なる幻影にすぎない。大衆の知つている法律といえば、 社會的腐敗、 勞働者の悲惨な狀態は、 大多數の人民が肉体勞働を課せら と考えていた。 全く耐 特に えが 苦 租

誤謬から生じていることを、 するにいたつていた。 もとづく諸立法を廢止することこそ、 リエは、 個人主義的觀念であると、 文明の最大の弊害たる、商業上の自由競争が、その結果として、周期的恐慌と獨占を生みだすことを、 オウエンもまた、 指摘している。これらの誤謬の最大のものは、 資本主義社會の欠陷である、貪困と犯罪は、 オウエンは言う。惡德と犯罪をすすめている、 合理的社會制度を樹立するための最初の手段にほかならない。 個々人が自己自身の人格を形成するとい 人間の本質を無視する、統治及び教育の かような個人主義的諸見解と、それに

えに、 すものである。 かようにマルクス以前において、三大空想社會主義者が、 はやくも理論的破綻におちいつてしまつた。 よおやく産業革命の過程において誕生したばかりの自由主義が、 かように自由の觀念の基礎たる自由競争の原則は、 ひとしく自由の基本的觀念と、 その無秩序的生産と、 はやくも自己の矛盾を曝露したことを、 冷嚴な利潤の至上命令のま 個人主義を批判している 示

フイジオクラツト 計畫された制

度の

は

社

曾化を組織し、

それを社會的法則、

未來の經濟体制の最高の基本法として、規定し、

命令しうる制度に到達

說 工場、 等と友愛を促進したことを、 ウル (Pecquer) 更しえない必然のジグ て、 る。 展とともに、 結果として現れてきた大機械制工場生産によつて、根底から揺りうごかされつつあつた。すでにコンスタンチン・ベ かならなかつた。 0 がひそんでいる。 數の勞働者が、 る社會經濟』という標題が示すとおり、 偉大な變化に注目している。 政治、 不可分的、 それが、 企業の消滅の必然的結果である。 過去現在を通ずる一般的傾向は、 現實の國民經濟及び產業の機構 ブ 生産の無秩序性と孤立性にかわつて出現せざるをえない。組合化こそ、社會の一般的傾向である。 個別的分散的企業を統合することによつて、富を增大せしめ、また交通手段を發達せしめて、 ルジ 社會的及び集産的共有財産に、 は、 ……國民經濟における眞と善とは、 つの屋根のもとに綜合されることは、資本と、関連産業との、 ョア市民社會における、 しかしかような手工業的、 ノサグ その著『社會經濟論』 (Économie sociale, 1839) において、 ́О、 指摘している。すなわち生産様式の社會化と組合(Association)とが、 未知の道をとおつて、 同書の、『蒸氣の應用の影響による、 ……かような新しい生産様式のなかには、産業上、 ~ 勞働要具の社會化、 私的小企業の分裂性と、 クウルは、 (mechanisme) をとおして、 マヌフアクチュア的小企業の分散性、 徐々に移すべきことを要求している。 環境の力によつて、 富の源泉、 蒸氣機関の發明に伴う近代技術の成果を、 すなわち土地及び原材料を個人の支配からひきはなし 勞働手段及び一般的福祉の條件の漸進的社會化であ 多元的競爭関係であり、 商業、 吾人はそれに到達しつつある。 かような狀態にむかつて進みつつある。宗 工業、 相異る生産部門の結合、 自營農民の孤立性は、 社會の生産力の性格にあらわれ 農業及び一般文明の利害に関す 一吾人は、 道德上及び政治上の革命 個別的責任 徐 きわめて高く評價 々に、 機械制工業の發 制 間 及び弱少の 產業革命 0 人間 反

の平

٤

個人主義の觀念はさらに別の視點からも、

その基礎をうしないつつあつた。

自由と個

人制度

映

K

せられる、

との唯物論的見解に到達していた。人間の一般的性格は、

說 うるであろう。 ペクウル のかような見解は、 のちに生産力の社會性と、 生産關係の個別的、 私的性質との矛盾とし

鰪 またオウエンも、 ルクス主義によつて發展せしめられた觀念である。 個人主義的教育觀に反對して、 人間の情懆や慣習が、 後天的に、 集團的 (collectively) に 確立

しなつてゆくにつれて、 委ねられうる、 すなわち自由の意識は、 と彼は考えていた。(五) 私有財産とそれにもとづく自由企業の觀念が、獨占化の現象にともなつて、 その地盤 をう

しい生産の社會性をうみ出し、勞働階級における集團主義的意識を强めるために、 自己矛盾におちいらざるをえないし、反面それ自体の矛盾性の發展に伴う企業の集中が、新 自由の本質的要素である個人主義

が存在しえなくなつてゆかざるをえない。

者階級の政治的革命的勢力の增大は、 ような生産力の發展と、 個人主義的、 自由法治主義政治体制の危機となつて現れざるをえない。 自由 主義的經濟体制との矛盾は、 自由放任理論の破綻となつて現 れ 勞働

的 させることによつて、 策を主張する、 によるものであることを、 自由主義の政治体制の危機を解決しうるものではなかつた。 【轉換に、役立ちうる、 勞働者階級の革命的要求のもとで、 フェイビアン社會主義者、 議會を直接に支配するならば、 と信じていたが、 理解していなかつた。 自由主義を修正して、 それは明かに誤謬であつた。 ドイツの講壇社會主義者の思想も、 例えばフエビアン社會主義者は、選舉人の大多數を社會主義へ 立憲民主政治の機構は、資本主義國家の社会主義國家への平和 ラスキによれば、 いわゆる積極的國家、 議會政治の二つの條件とは、まづ利潤を獲得 彼らは、 あるいは進步的自由主義者の思想も、 社會奉仕國家による改 議會政 治の成功が二つの條件 良主義的 轉換

その余剰によつて大衆生活を繼續的に快適ならしめる能力から生じた、

安全感であり、

つぎに各黨派のあいだ

適當な手段を用いることによつて、共同社會に

ス

0

ろう。 に、 بح するかぎり、 政治上、すべての基本的社會構造について、意見の一致があつて、不法の意識なしに、 それであつた。 『自由主義の政治形態は、 自由 主義政体の效果的活動は保障せられうるであろう。』(六) かような條件なしには、 一言をもつて言えば、 理性の言葉で、 經濟狀態の一つの場面に依存するものであり、この狀態が存 紛爭を解決することが、議會政治には許されないであ 政權交替が行われうるこ

ゥ ェ ル 0 わゆる價値の共同性が失われないかぎり、基本原理に對する意見の一致が存在した場合にのみ、

自由主義の生活 |様式は可能であつたにすぎない。

フアシズム、 を必要としていることが、 人制度と、 あるいは第二次大戰後の、 自由放任的國民經濟原理の衰退は、 理解せられうる。 自由主義自体の反動化としてのブルジョア獨裁によつて、 社會主義的勞働運動が發展すればするほど、 立憲的民主主義の政治・法原理のみならず、その制度機構 自由主義政治体制もまた、 あるいはプロレ 0 轉換

カ リア獨裁の觀念によつて脅威せられつつある。 の諸民族にとつては、 自由の觀念は全く無視せられざるをえない。 先進資本主義諸國の植民地として、 その搾取にあえぐアジア、

政治体制に關する危機理論と悲觀論が、

フアシズムに對する勝利の後にも、

いまだなお

アフ

そこから自由主義の法、

避けがたいことを述べており、 張せられざるをえない。 ハ ロウ R・ゴテスキー エルの 『イデオロギーとしての自由主義の沒落』(一九四六年) (Gotesky)の『危機に立つ自由主義』(Liberalism in Crisis)もまた、 は自由主義の崩壊

自由 戦いである。 主義の現狀分析の結果としての結論は、 」と述べている。 絶望的に悲劇的である。それは全体主義の神々に對いするプロメト

甘 由を必然法則の理解と、 個 人的 自由 の保障や、 その適用のうちに見出し、 精神的 自由の確立は、 社會主義經濟の完成に、「必然の王國から、自由の王國への飛 計畫經濟のなかで、 いかなる地位を占むべきなのであろうか。

躍

を發見することによつては、計畫經濟のもとで個人の自由が保障されているという回答にはならない。

- 註 \bigcirc
- E. Carr, Studies in Revolution, pp. 4-5.
- Ξ 平田新、 社會思想史『フーリエ』の項参照。
- R. Owen, New View of Society, (Everymans Lib.) p. p.

63—65.

M. Beer. Allgemeine Geschichte des Sozialismus, s. s. 412-414.

 Ξ

- $\widehat{\underline{z}}$ R. Owen, ibid., p. 16
- £ Laski, Rise of European Liberalism, p. p. 241-242
- £ 石上良平『ハロウエル、自由主義の没落、』(J. H. Hallowell, the Decline of Liberalism as an Ideology. 1946.) 〔政治學、 一九五〇年コ
- R. Gotesky, Liberalism in Crisis, (European Ideologies, ed. by F. Gross; p. p. 304-5)

元

四

とに、 對する人々は、 多かれ少かれ社會主義的原理の採用を余儀なくされている。 自由主義の經濟原則たる自由競争の弊害については、少數の例外をのぞいて、壓倒的多數の人々がこれを承認し、 計畫經濟と結びつけようと努力している。 多様な見解の相異が認められる。それらの見解のうち、 實現しうるかに關しては、資本主義の自由主義的修正から、プロレタリア獨裁を主張する共産主義にいたるま 自由主義の原理を自由企業の觀念から分離して、 しかし自由競爭の原則から遊離した、 勿論計畫經濟をいかなる方法で、 計畫經濟を承認しながら、プロレタリア獨裁に對して反 自由な精神、 自由制度を、 自由保障の制度とは、 なんらかの意味にお いかなる政治形態のも いかなる

て、

レタリア獨裁は自由民主主義の否定であり、

る歴史的價値をもちうるのであろうか。 性格と地位を、 計畫經濟と社會主義的政治權力のなかで、 もちうるのであろうか。個人制度を離れて、自由はいか

ながら、完全な徹底した計畫化が、個人の價値を犧牲にして、 planning without Statism, 例えばリユイス・コアリー(L. Corey)は、『國家主義によらざる經濟計畫、自由の範圍における計畫化』(Economic 最近の歴史も、そのイデオロギーにかかわりなく、すべての民族がその方向へむかいつつあることを認め Planning in the Framework of Liberty) 以れらい 全体主義國家の出現を不可避にするであろうと、論ず 産業の國有化と、 經濟計 畫が不可

は、 台國有化乃至社會化は、 經濟恐慌をおわらせ、 人間の福祉と自由のための生産政策をもつた新しい經濟秩序を樹立するに足りる。 大規模な工業に限定すること。 アメリカ産業活動の七○%を支配する 獨占企業の社會化

る。

彼は經濟再編成の基本原理をつぎのように說明している。

Organizational Forms) かような制限のほかに、 をとらねばならない。國家權力は、 社會化された産業は、多様性、自治及び分權化を促進する、機能的組織形態(Functional いかなる新しい經濟的機能をおこなおうとも、 つねに限

定的でなければならない。

ている。 アリー そこでは産業内の自治と經濟的民主制が、官僚的國營企業の弊害と中央集權化に對する保障となつている。 はかような公企業の典型的形態を、 TVA式の公共會社 ―國家企業でも、 私企業でもない―のなか ĸ 求

獨立小企業及び協同組合に統合された小農民を社會化する經濟的必要は、少しも存在しない。

を促進している。かような自由な多元的社會に對して、國家權力は限定せられねばならない。 國家干涉から獨立し、その自主性と自治とを通じて、國家や公共企業に對いする制約均衡に役立ち、 自由を破かいするものである、と述べている。 したがつて彼は、 ブ

協同組合と自由 經濟的自由 小企業 20 (2-4 • 173) 359

說 著しい障碍とならざるをえない。かような社會では、人々は自主的判斷をやめて、行動及び思想の基準を外部に求め におけるように、 べている。そしてかような計畫化への道は、 の階級構造、 ス キもまたこれと似た見解を擁護している。『近代國家における自由』の、一九四八年版の新しい緒論において、 畫的に生産するという方法をおいては外にはない。……生産手段の私有は廢棄されねばならぬ。それと共に社 カ的自由企業と自由市場の讃美を批判して、現代の弊害の對策として、『社會的消費にあてるために經濟的資 及び階級構造によつて維持される所有制度に附隨した特權もあげて廢棄されねばならぬ。』と彼は述 説得によらずして、 壓制によつて進步を達成しようとする、この社會の決意は、 決して自由の否定のうえにおこなわるべきではない。 ソヴェ 自由の成就を阻 ۲ Ţ.2 シ

機構の認める範圍内で、 多く達成される。この計畫は私人の手に委ねることは許されないところであり、 として存績するかぎり、 自由の條件はある。 るようになる。壓制は個人を變えて集團人とし、善惡、 したがつて、ラスキによれば、 <u>___</u> かような目的は、電力、 かような計畫化も困難である。 計畫完成に資する政治的權限が與えられねばならない。 『テネシー流域公社を今までのうち最適の例とする機能的フエデラリ 運輸または石炭と鐵の綜合經濟における超國家的計畫を通じて、 賢愚の觀念はすべて、大衆的宣傳の手段によつて支配せられ 民族國家が、 計畫の實行に當る公社には國際連 政治機構の基本的單位 ズム 中に

ては、 障せられる場合にのみ、 ンハイムである。 自由の本質は、 自由保障の手段であり、 個別企業の相互の制約には存在しない。 ンハ 存在しうるにすぎない。 イムによれば、 政治上の制約均衡はその反映にほかならない。 自由發展の第二段階においては、 『自由は計畫者の權力を制限することには存しないで、 この段階においては、 個別的機構が自主的に競爭しつつ活動 自由は、それが計畫によつて保 しか し第三の、 計畫時代におい かえつて自

ような分權論に對して、

中央集權的計畫化を擁護しつつ、なお自由と計畫化の問題を論じているのが、

カー

ル

れらの

諸見解

は

自 由經

齊に かわ

つて計畫化の必要を認めつつ、

なお計畫化にともなう權力的

統制

何らかの保障を求めて、

自由主義的政治、

法制度の諸特徴を保存

輪

\$

國家主義の傾向におちいるのを避けるために、

どすであろうからである。 限 曲 された諸横力によって課せられた制約は、 の本質的 形態 の存 在を、 計畫それ自体によって、 計畫の統一 保障する、 を破壊し、 計畫化 かくて社會を競爭と相互的 の概念のうちになければならな |調整の前段階に なぜなら制

ち らな その社會的機能を果しうると説明している。そして個人企業は、 に は その官僚化に對する保障手段であり、 中央集權的 ような計畫における自由とは何かといえば、 また他 統 の簡所に 制 が必要であるが、 おいては、 農民や小商人の個人企業は、 それが官僚主義におちいらないためには、 計畫指導の訓練場であると言う。 調整の個人的 能力であり、 その事業の性質上集團化の場合よりも一層效果的 つねに、 計 畫化企業の指導に對する敎育的意義をも 地方團体や職能團体の創意である。 これらの諸團体 の發意がなければ 計 畫 な

權 るれ る場合、 的 ば .權力によつてのみ實施可能であることを强調しつつ、かような中央權力は、 かし計畫社會の統制手段としては、 民主主義と自由とに矛盾するものではない、 計 畫社會は、 教濟手段とならずに、災厄にならざるをえない。 (せ) 民主的、 議會的統制方法が移譲されねばならない。この統制手段がうしなわ と言う。自由は確立された議會制的手段による民主的統制によ 7 ンハイムは計畫化が礼會奉仕國家 英國流の立憲制によつて運營せられ の中央集

は腐朽した部分も存するけれども、 つて、保障さるべきである。かような議會政治は、 承認されねばならな 理念の競爭と取引、 團体代表に對する議會の侵越、 社會の民主的統制の手段としては、 本來ブルジョア的自由と官僚制との相克から、發生した。 市民の自治の觀念と責任感、 い まなおすぐれた特徴、 反對派の建設的利用などの諸 たとえば社會勢力の そこに

官僚主義

說 否して、自由を選ぶのであろうか。滿たされた豊かな生活の權力による保障と、自由だが、しかし乏しい生活と、そ 發展せしめようと試みている。しかし人々は、公正な統制であつても、それが權力的干渉による場合、それを拒

のいづれを選ぶであろうか。民主的計畫化の問題も、社會民主主義のそれとひとしく、究極はその實現の可能性の問

趙(一) European Ideologies, ed. by F. Gross. 1952, p. p. 1050—1055

題であろう。

 \exists ラスキ『近代國家における自由』(邦譯)、二七一二八頁o

全右、二十一二二頁。

 \equiv

仝右、**一五頁**。

£ K. Mannheim Man and Society, p. 378

(Ibid., pp 379-380; the Same, Freedom, Power and Democratic Planning, pp. 279-280; p. 127.

七

(굿) Mannheim, Freedom, Power, p. 112; pp. 148—154. ○頁0 水飼幸之助、 『現代民主政治における權力と自由』、

五

自由体制によつてのみ保障せられるところのものであり、自由主義と不可分離の現象なのであろうか。しかも勞働者 自由主義の歴史的發展が生みだした、政治的自由權、 精神的自由、 個人の身体の自由に關する保障制 の諸理念は、

階級はじめ被支配階級にとつて、これらの自由權が眞實のものとなつたことが、自由主義の政治法秩序のもとにおか

とつて代られつつあることは、

VĬ

ラ

ス

#

Ö

自由

禁とが存在しなかつたであろうか。 て かつてあつただろうか。 人權のじゆうりんと、 政治的自由の否定と、 思想や良心の自由の侵害と、 不法な撻埔監

主義 基 同 は住居の不可侵ならびに通信の秘密が保護せられることを規定している。 ソ同盟憲法第百十二條は、 されていると言うのだろうか。そこでは對立政黨の存在は許されていない。 配 には 一本的社會構造に對する見解の一致が、 それに反して、 0 市民が身体の不可侵を保障せられ、 轉覆を主張する批判の自由も、 か ならぬものであつた。そこではプロレタリア獨裁に對する批判の自由は許されてはいない。 プロ レタリア獨裁のもとにおける社會主義的計畫において、 『裁判官は獨立して、 決して承認せられなかつた。 裁判所の決定または檢事の認可なしには逮捕せられることはないこと、 つねに對立政黨の前提條件であり、 法律にのみ從う』と規定し、また第百二十七條及百二十八條は、 人身の自由に對する保障手段については、 宗教科學の自由については、 しかし自由主義制度のもとに いわば自由主義ブルジョア政黨の單一 それらの市民的自由の制度は全く否認 しかし立憲自由 その唯物論 おいても 例えば 市民 ッ 支

M とが指摘せられうるであろう。 |經濟の官僚主義について言えば、 統制主体を公正にすることであり、 立憲的權力分立制が、 ソ同盟共産黨の黨治主義の主要課題は、 ソヴエト体制への大衆の民主的参加であり、 官僚化を阻止しうる制度ではなく、 政治權力の基礎をあくまで勞働大衆 ますます新しい官僚組 官僚化の阻 止であるこ

X

ことは、

世界觀が決して强制されるものでないことが明白にせられている。

また 政治權力によつて、

人間の良心を强制しえ

すでに自由主義の歴史が明かにした法則である。

畫經濟における自由の要求は、多分に資本主義的要素との妥協を意味する、 主義的見解の基礎は、 個人主義、 合理主義とともに、 法則の科學的認識に對する相對主義である。不 修正的見解にほかならない。 たとえ

立憲制の衰退の過程がこれを示している。

20 (2-4 • 177) 363

らない。彼には勞働者の階級支配が必然であり、それこそが政治權力の公正と民主主義の基礎であることが全く理解

註 栗田賢三、『社會主義社會における自由』、思想、一九五三年、 號

集團的生活規律による新しい自由觀念を、

農業の集團化は、いまや個別的企業を基礎にした個人主

新しい個人的創意を 發展せしめつつあること

|関嘉彦、『現代國家における自由と革命』、四一頁

私どもは注目すべきであろう。

義的自由の觀念を解消し、 られている。 計畫化經濟にもとづく企業の集中と、機械制生産の擴大、

せられてはいない。自由の保障の要求は既存の不合理な支配の存績に役立つのみであり、その限りにおいて必要とせ

20 (2-4 • 178) 364

ねばな